

本会は、広島県における社会福祉事業その他の福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。（定款第1条）

**沿革**

発起人会 昭和26年7月15日  
 設立総会 昭和26年7月19日  
 厚生大臣認可 昭和27年1月17日  
 登記完了 昭和27年2月6日

**歴代会長**

初代（昭和26年～昭和31年） 小谷 伝一（広島県社会事業協会会長）  
 2代（昭和31年～昭和33年） 田中正雄（六方学園長）  
 3代（昭和33年～昭和47年） 向井佐歳（広島県民生委員連盟代表）  
 4代（昭和47年～昭和62年） 安田 巖（安田女子大学長）  
 5代（昭和62年～平成6年） 山本 朗（中国新聞社代表取締役社長）  
 6代（平成6年～現在） 竹下 虎之助（前広島県知事）

**法律上の位置づけ**

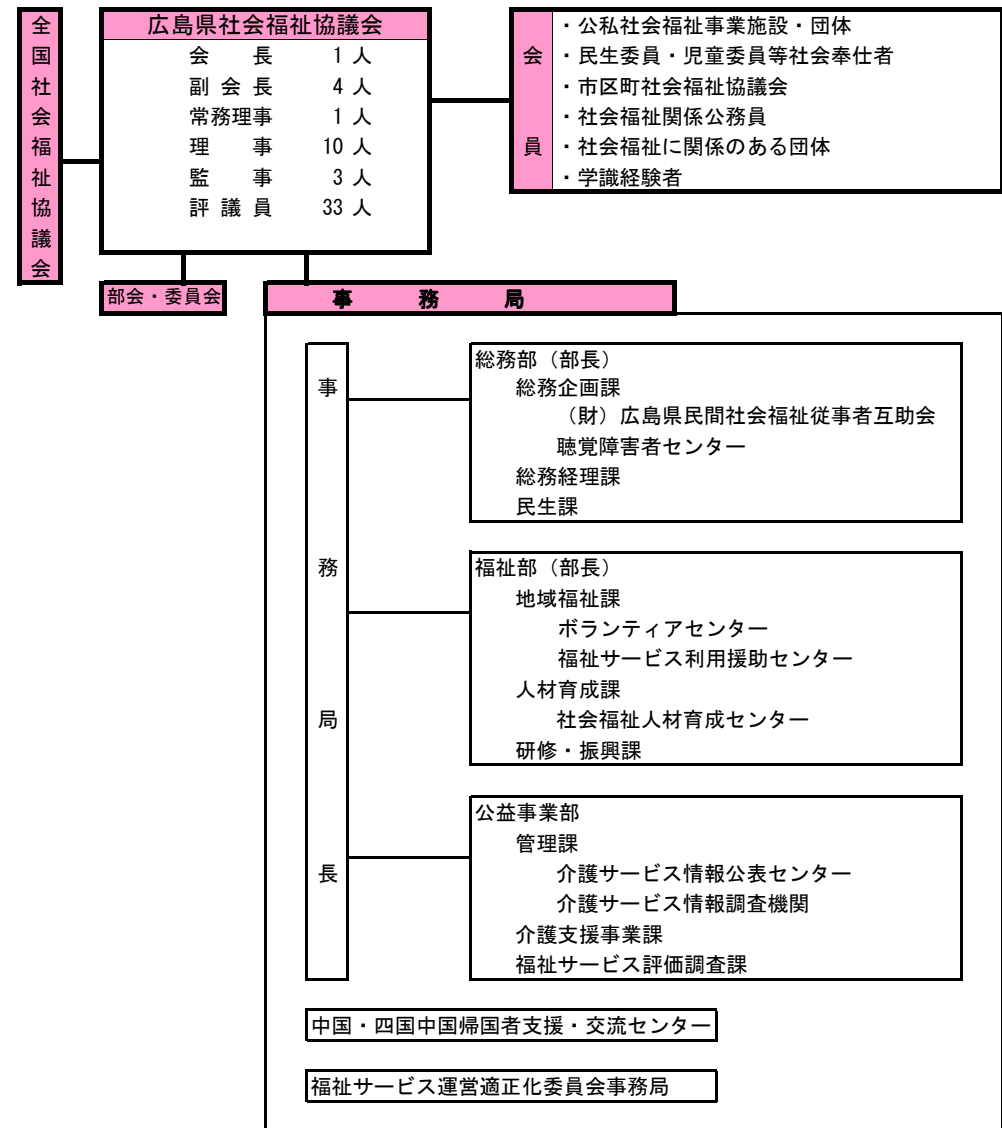
社会福祉法の第百十条に「都道府県社会福祉協議会」が規定  
 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業をおこなうことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。  
 一 市町村社会福祉協議会事業に掲げる事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの  
 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修  
 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言  
 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

社会福祉法の第四条に「地域福祉の推進」が規定  
 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

**定款に規定の事業**

- 第2条（事業）
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - (4) 社会福祉を目的とする事業を営業者への支援に関する事業
  - (5) (1)から(3)までに掲げるもののほか社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
  - (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
  - (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言
  - (8) 市郡町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
  - (9) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
  - (10) 共同募金事業への協力
  - (11) 広島県社会福祉人材育成センターの業務の実施
  - (12) 福祉サービス利用援助事業
  - (13) 生活福祉資金貸付事業
  - (14) 民生委員・児童委員等社会奉仕者の連絡及び育成
  - (15) ボランティア活動の振興
  - (16) 中国帰国者自立研修センターの受託運営
  - (17) 広島県聴覚障害者センターの受託運営
  - (18) ふれあい基金運営事業
  - (19) 広島県単独資金貸付事業
  - (20) その他この法人の目的達成に必要な事業
- 第36条（種別及び運営管理）
- (1) 広島県社会福祉会館の運営管理
  - (2) 介護体験受入調整事業
  - (3) 介護支援専門員実務研修受講試験事業
  - (4) 介護支援専門員実務研修事業
  - (5) 福祉サービス評価調査事業
  - (6) 認知症高齢者グループホーム外部評価調査事業
  - (7) 介護サービス情報公表センターの業務の実施
  - (8) 介護サービス情報調査機関の業務の実施

**組織図**



（事務局体制）70人 正規職員31人（うち管理職10人）、書記・嘱託職員35人、臨時職員4人

**広島県社協経営の基本的考え方**

<b>基本目標</b>	お互いに支え合い安心して暮らせる地域づくり
<b>県社協の機能と役割</b>	公益法人団体としての比営利による民間活動の展開を基本に、県域における地域福祉の総合的推進役を担う。 ① 福祉サービス利用者の自立支援 ② 地域福祉を推進する市町社協の活動支援 ③ 社会福祉事業者への経営支援 ④ 福祉人材の養成、確保
<b>重点課題と対応方針</b>	① 県民が安心して暮らせる福祉サービス利用の仕組みづくり〔利用者支援〕 ・ 福祉サービス利用援助事業の体制強化 ・ 福祉サービスの苦情解決事業の推進 ・ 福祉サービスの質の向上 ・ 生活福祉資金貸付制度の効果的運用 ② 県民参画による福祉の地域づくり〔県民参加と市町社協支援〕 ・ 市町地域福祉の推進 ・ 県民の地域福祉活動参加への支援 ・ ボランティア活動の支援 ・ 広域地域福祉の支援 ・ 社会的な援護を要する人々への支援 ・ 市町村社協合併の支援 ③ 社会福祉事業者の基盤づくり〔事業者支援〕 ・ 社会福祉法人等の経営指導事業の推進 ・ 福祉サービスの質の向上支援 ・ 関係団体との連携 ④ 福祉を担う人づくり〔人材養成〕 ・ 社会福祉従事者研修の充実強化 ・ 福祉人材育成センター事業の推進